

区分	条約など	概要
不拡散のための輸出管理体制	ワッセナー・アレンジメント (注4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の点を目的とした国際的輸出管理レジーム               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 通常兵器および機微な関連汎用品・技術の移転に関する透明性の増大およびより責任ある管理を実現し、それらの過度の蓄積を防止することにより、地域および国際社会の安全と安定に寄与</li> <li>(2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリスト・グループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止</li> </ul> </li> <li>○96(平成8)年に設立</li> <li>○参加国 41か国</li> </ul>

- (注) 1 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/ccw/ccw.html>> 参照  
 2 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/index.html>> 参照  
 3 7種類の装備品：①戦車、②装甲戦闘車両、③大口径火砲システム、④戦闘用航空機、⑤攻撃ヘリコプター、⑥軍用艦艇、⑦ミサイルとミサイル発射装置。また、03(平成15)年行われた制度見直しにより携帯式地对空ミサイル(MANPADS)が「ミサイルとミサイル発射装置」のサブカテゴリー(小項目)として追加登録された。  
 4 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/wa/index.html>> 参照

## 資料64 防衛省改革会議「報告書」の概要

(平成20年7月15日)  
防衛省改革会議

### I はじめに

- 1 平成19年12月、防衛省・自衛隊の不祥事の頻発を受け防衛省改革会議を官邸に設置。
- 2 個々の事案とそれを許容した組織の問題を解明し、再発防止の方策と改革の方向を示すための検討を重ねる。改革の原則を機能させ、また、組織の任務に沿った実効的な活動が行えるよう、防衛省・自衛隊の組織と意思決定システムの再構築が必要。
- 3 自衛隊は、多機能・弾力的・実効的に行動すべき時代を迎えている。戦後強調された「軍事実力組織からの安全」の更なる充実強化とともに、今後は「軍事実力組織による安全」という観点との組み合わせが必要。
- 4 文民統制を確保しつつ、安全保障機能を効果的に果たしうるシステムの改革をここに提案。

### II 不祥事案 一問題の所在

- 1 給油量取違え事案(報告義務不履行)：米海軍艦船への給油量について、海幕防衛課長が報告した誤った数値によって統幕議長の記事会見や、防衛庁長官及び官房長官の発言が行われた。誤りを認識した後も訂正をしなかった報告義務不履行は、プロフェッショナリズム(職業意識)の欠如と文民統制への背反。誤りを正す責任が明確でない組織上の問題も正されるべき。
- 2 情報流出事案(通信情報革命と情報保全)：秘密情報を含む業務用データを私有パソコンに取り込んだファイル共有ソフトを介して部外に流出するなどの事案が平成18年まで立て続けに発生。急速な通信情報革命に自衛隊の認識がついていけなかったこと、秘密情報についての保全意識が不徹底であったことが原因。
- 3 イージス情報流出事案(先端技術の学習と情報保全)：特別防衛秘密に該当するイージス情報が正規の手続きを経ることなく教材として利用され、海上自衛隊内に拡散した事案。最先端技術への学習意欲が情報保全意識の欠如と結びついて生じたもの。
- 4 「あたご」衝突事案(基本動作のゆるみ)：海自護衛艦「あたご」が漁船と衝突。基本的な規律のゆるみやルール無視の組織的蔓延、航海技量の欠如がどれほど恐るべき結果を招くかを教える事案。また、事故発生後の幕僚監部と内部部局における緊

急時の情報伝達の問題が浮き彫りに。

- 5 前事務次官の背信：前事務次官が接待や金品供与を受け、防衛装備品の調達に当たって影響力を行使したとされている事案。調達に際して私的利益を動機にすることは、内部部局官僚が誇るべきプロフェッショナリズムから最も遠く、忌まわしい背信行為。最高幹部による重大な逸脱が放置された組織的な背景にも問題。

### 6 諸事案の総合検討

不祥事の抑制のためには全組織をあげて目標と任務意識を鮮明化しつつミスを極小化する継続的な取組みが不可避。

### III 改革提言(1) 一隊員の意識と組織文化の改革

#### 1 改革の原則

不祥事案の検討・分析を踏まえ、①規則遵守の徹底、②プロフェッショナリズムの確立、③全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立、の改革の原則を提唱。

#### 2 規則遵守の徹底

自発的な規則遵守意識が組織風土として定着することが必要。また、守るべき事項を明確にするための規則の整理が必要。

- (1) 幹部職員自身が規則の必要性を理解し、率先垂範すること。
- (2) 形式よりも必要性に着目した規則遵守についての職場教育。
- (3) 機密保持に関する規則の徹底と違反行為の厳正な処分。
- (4) 防衛調達における透明性確保のための責任の所在の明確化、会議録の作成・公開。
- (5) 抜き打ち監察など監査・監察の強化。
- (6) 規則の必要性の検討及び見直し。

#### 3 プロフェッショナリズム(職業意識)の確立

プロ意識に徹した上官の統率によって組織全体に高い倫理観、使命感を与えるべき。

- (1) 幅広い視野を持った幹部要員を養成するため、教育プログラムや行政経験の在り方を見直し。
- (2) 自衛隊の各部署における業務量と人員配置のバランスを見直し、現場の過度な負担を軽減しつつ、基礎的な職場教育の充実を図る。
- (3) 現代の安全保障に決定的な意味を持つ情報伝達・保全におけるプロ意識の醸成。

#### 4 全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立

個々の隊員、部隊等の意識改革に加え、任務遂行を中心に全

体最適をめざす組織文化を創出することが必要。

- (1) 文官と自衛官の一体感と陸・海・空自衛隊の一体感醸成による協働体制の確立。
- (2) 自律的なPDCA (Plan Do Check Act: 計画・実施・評価・改善) サイクルの確立。
- (3) 民間のベスト・プラクティスを参考にしつつ、自衛隊の基本単位である部隊を統率する指揮官と部下との共通の改善努力。
- (4) 組織横断的プロジェクトチーム (IPT (Integrated Project Team)) 方式による政策立案を通じた政策課題への機動的対応。
- (5) 防衛調達におけるIPT方式の本格的導入。
- (6) 統合幕僚監部を中心とする統合運用体制の更なる促進。
- (7) 国民が不信を抱かぬよう、各種会見や中央と部隊の間で整合性の取れた広報の実施。

#### IV 改革の提言(2) 一現代の文民統制のための組織改革

##### 1 組織改革の必要性

防衛省・自衛隊が、上記の改革の三原則をより確実・効果的に実行するため、組織面での改革が必要。

##### 2 戦略レベル—官邸の司令塔機能の強化

防衛省のみならず官邸の司令塔機能強化が必要。

- (1) 防衛政策の前提となる国全体としての安全保障戦略を明示。
- (2) 官房長官、外相、防衛相などの閣僚により、安全保障に関わる重要課題を日常的・機動的に議論する会合の充実。
- (3) 防衛力整備に関する政府の方針等を議論するための関係閣僚会合の設置。あわせてこれを補佐する常設の機関の設置。
- (4) 安全保障に関わる内閣総理大臣の補佐体制を充実強化するため、内閣官房のスタッフの強化。

##### 3 防衛省における司令塔機能強化のための組織改革

###### (1) 防衛大臣を中心とする政策決定機構の充実

- ① 防衛参事官制度を廃止し、防衛大臣補佐官の設置。
- ② 防衛会議を法律で明確に位置づけ、副大臣、事務次官、統幕長などの政治家、文官、自衛官の三者による審議を通じ防衛大臣の政策決定・緊急事態対応を補佐。
- ③ 省としての情報集約や危機管理の対応を行うセンターの設置。

###### (2) 防衛政策局の機能強化

防衛政策の企画・立案・発信機能の向上を図る。また、自衛官を登用して運用面での実情を踏まえた機能強化を図る。とりわけ、国際平和活動等の企画立案や、情報分析能力の向上に取り組む。

###### (3) 統合幕僚監部の機能強化

運用企画局を廃止し、作戦運用の実行は、大臣の命を受けて統合幕僚長の下で実施。また、部隊出動等や作戦計画等の重要事項については、防衛政策局を通じ、防衛会議の議を経て、防衛大臣の決裁を仰ぐ。なお、文官を登用して機能強化を図る。

###### (4) 防衛力整備部門の一元化

- ① 防衛力整備の全体最適化を図るため、内部部局、陸・海・空三幕の防衛力整備部門を整理・再編して、整備事業等を一元的に取扱う整備部門を創設することとし、その具体的在り方を更に検討。IPT方式の調達を本格実施できる体制とする。
- ② 地方調達については、できる限り中央調達に移行させる

見直しを実施。また、独立性の高い第三者チェック体制を強化。

##### (5) その他の重要分野における施策

- ① 管理部門については、部隊の実情に精通した自衛官を積極的に登用すると共に極力統合化を図る。
- ② 自衛官の人事、教育・訓練は、陸・海・空三幕が責任を負うが、内部部局も制度や政策面から防衛大臣を補佐。

#### V 結びにかえて

本提言の改革の実実施計画を早急にとりまとめ、実施に移すべき。また、組織改革に当たっては、事前に多面的なシミュレーションを行うべき。

防衛省・自衛隊と警察、海上保安庁との関係を更に緊密にするとともに国全体としての機能をどう果たしていくか、というような今後検討すべき課題を提起。

防衛省・自衛隊が誇りを持ったプロフェッショナル集団として再生することを期待。

#### 資料65 防衛省改革に関する大臣指示 (「検討の柱」)

(平成22年6月3日)

防衛省改革については、これまでの検討においても一部成果があり、今後も改革を不断に実施すべきであるが、政権交代を踏まえ、国民から負託を受けた新政権としての視点で改めてこれまでの検討を見直すこととしたところ。

新政権としては、不祥事再発防止の観点は当然のこととし、それにとどまらず、シビリアン・コントロールの実効性を確保しつつ、防衛省を取り巻く環境に対応して防衛行政を効果的・効率的に推進するとの観点から防衛省改革を進めていく方針であり、具体的な見直しの方向は以下のとおり。

改革の推進にあたっては、全省的な推進体制を構築した上で、必要な検討を行い、可能なものから速やかに実施すること。

##### 1 中央組織改革について

- シビリアン・コントロールは防衛政策の根幹であり、これを確保するためには、その主体であり政治家たる防衛大臣に対する、UC各々の専門性を十分に生かした補佐体制が必須。このため、内局が省としての意見集約を図る一方で、防衛大臣がUC各々の専門性を生かした組織的意見を聴くことができる仕組みは妥当なものと考える。

このような観点から、運用部門や防衛力整備部門における内局及び幕僚監部への一元化やUC混合化について再検討すること。

- 他方、運用、防衛力整備の両部門において、二元的組織構造に由来する不具合も指摘されているところ、その是正のための検討を行うこと。

－ 運用部門においては、内局と統幕の業務の重複を避け、UCの協働を確保しつつ意思決定の迅速化を図るため、事態毎のシミュレーションを行いながら、業務の在り方について検討すること。

－ 防衛力整備部門においては、予算配分の硬直化を避け防衛力整備の効率化を図ることも視野に入れつつ、真に実効的な防衛力を構築するための業務の在り方について検討すること。

－ 両部門における意思決定を含め、防衛省における意思統一については、防衛大臣の補佐機関として政務三役、文官、制服等から構成される防衛会議が重要な役割を果たすこととなるが、意思統一の迅速化・効率化等を図るための措置につい

でも検討すること。

- UCの一体性を醸成するため、若い時期を中心としたUCの人事交流や研修について検討すること。

## 2 取得改革について

取得改革については、契約における公正性・透明性の確保に十分留意するとともに、それにとどまらず装備品の維持・整備分野における改革や防衛産業・技術基盤の確保等も含め、総合的に検討すること。

## 3 人材の確保・育成について

UCの人材確保・育成については、優秀な隊員を確保するとともに、倫理マインドと幅広い視野を持ちつつ高い規律を保持した隊員を育成するための施策を検討すること。特に、看護師養成課程の4年制化については、その実現に向けて全省的な取組を行うこと。

## 4 これまで実施してきた不祥事再発防止策の取扱いについて

防衛省改革会議報告書に基づき実施してきた不祥事再発防止策については、引き続き実施することとするが、最近の不祥事案（陸自幹部自衛官不適切発言、空自補給処談合事案等）も踏まえ、更なる対策が必要か否かについてしっかりと検討すること。

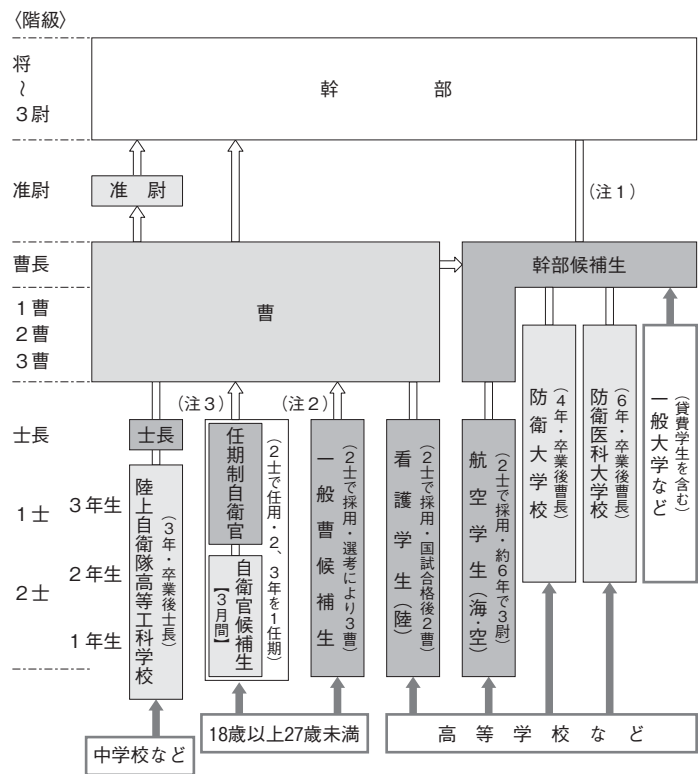
資料66 防衛省職員の内訳

(2012. 3. 31現在の定員)

防衛省職員	特別職	防衛大臣		
		防衛副大臣		
		防衛大臣政務官（2人）		
		防衛大臣補佐官（3人以内）		
		定員内	防衛大臣秘書官	
			事務次官	
			書記官等	611人
			事務官等	21,341人
			自衛官	247,746人
		定員外	自衛隊の隊員	
	自衛官候補生			
	予備自衛官		47,900人	
	即応予備自衛官		8,467人	
	予備自衛官補		4,600人	
	防衛大学校学生			
一般職	定員内	事務官等	31人	
		非常勤職員		
	定員外	防衛医科大学校学生		
		陸上自衛隊高等工学校生徒		
		非常勤職員		

(注) 定員数は法令上の定員

資料68 自衛官の任用制度の概要



- (注) 1 医科・歯科・薬剤科幹部候補生は、医師・歯科医師・薬剤師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任  
 2 平成19年度の採用までは、一般曹候補生と曹候補士  
 3 任期制自衛官の初期教育を充実させるため、平成22年7月から、入隊当初の3か月間を非自衛官化して、定員外の防衛省職員とし、基礎的教育訓練に専従させることとした。  
 4 自衛隊生徒については、平成22年度の採用から、自衛官の身分ではなく、定員外の新たな身分である「生徒」に変更。新たな生徒についても、通信教育等により生徒課程修了時（3年間）には、高等学校卒業資格を取得  
 5 ➡：採用試験、⇨：試験または選考。

## 資料67 自衛官の定員及び現員

(2012. 3. 31現在)

区 分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合 計
定 員	151,337	45,517	47,097	3,495	247,446
現 員	139,323	42,117	43,192	3,216	227,848
充 足 率 (%)	92.1	92.5	91.7	92.0	92.1

区 分	非 任 期 制 自 衛 官				任 期 制 自 衛 官
	幹 部	准 尉	曹	士	士
定 員	45,417	4,945	141,220	55,864	
現 員	43,081 (1,889)	4,506 ( 23)	138,995 (6,483)	23,184 (1,425)	18,082 (2,422)
充 足 率 (%)	94.9	91.1	98.4	73.9	

- (注) 1 現員の ( ) は女子で内数  
2 定員は予算定員

## 資料69 自衛官などの応募及び採用状況 (平成23年度)

区 分		応 募 者 数	採 用 者 数	倍 率	
一般・技術幹部候補生	陸	5,136 ( 700)	146 ( 8)	35.2 ( 87.5)	
	海	1,539 ( 298)	99 ( 8)	15.5 ( 37.3)	
	空	1,799 ( 241)	59 ( 6)	30.5 ( 40.2)	
	計	8,474 (1,239)	304 ( 22)	27.9 ( 56.3)	
曹	技術海曹	海	219 ( 46)	27 ( 7)	8.1 ( 6.6)
	技術空曹	空	15 ( 1)	2	7.5
	陸上自衛官(看護)	陸	23 ( 21)	4 ( 4)	5.8 ( 5.3)
航空学生	海	1,033 ( 113)	70 ( 4)	14.8 ( 28.3)	
	空	2,823 ( 197)	39 ( 1)	72.4 (197.0)	
	計	3,856 ( 310)	109 ( 5)	35.4 ( 62.0)	
看護学生	陸	3,772 (2,715)	67 ( 62)	56.3 ( 43.8)	
一般曹候補生	陸	34,768 (4,666)	2,090 ( 79)	16.6 ( 59.1)	
	海	7,129 (1,788)	970 ( 59)	7.3 ( 30.3)	
	空	9,295 (1,209)	774 ( 77)	12.0 ( 15.7)	
	計	51,192 (7,663)	3,834 ( 215)	13.4 ( 35.6)	
自衛官候補生	陸	17,259 (2,564)	2,970 ( 500)	5.8 ( 5.1)	
	海	3,321 ( 742)	639 ( 59)	5.2 ( 12.6)	
	空	3,388 ( 504)	700 ( 67)	4.8 ( 7.5)	
	計	23,968 (3,810)	4,309 ( 626)	5.6 ( 6.1)	
防衛大学校学生	推 薦	人社	195 ( 50)	31 ( 5)	6.3 ( 10.0)
		理工	293 ( 45)	101 ( 6)	2.9 ( 7.5)
		計	488 ( 95)	132 ( 11)	3.7 ( 8.6)
	一 般	人社	5,902 (2,228)	78 ( 5)	75.7 (445.6)
		理工	9,725 (1,855)	292 ( 28)	33.3 ( 66.3)
		計	15,627 (4,083)	370 ( 33)	42.2 (123.7)
防衛医科大学校学生		7,037 (2,036)	88 ( 25)	80.0 ( 81.4)	
高等工科学校生徒	推薦	191	29	6.6	
	一般	4,694	298	15.8	

- (注) 1 ( ) は女子で内数  
2 数値は平成23年度における自衛官などの募集に係るものである。



## 資料70 自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	54歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	53歳
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	—
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	

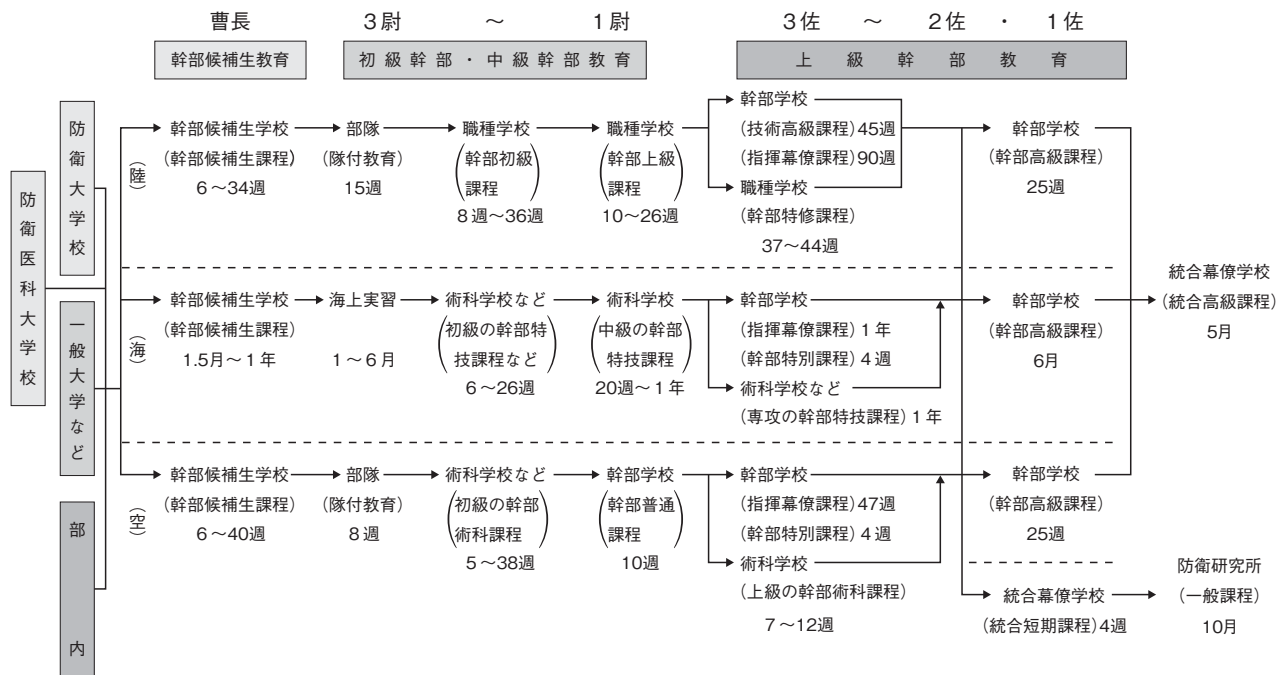
- (注) 1 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長または航空幕僚長の職にある陸将、海将または空将である自衛官の定年は、年齢62歳。
- 2 医師、歯科医師および薬剤師である自衛官ならびに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務にたずさわる自衛官の定年は、年齢60歳。

## 資料71 予備自衛官などの制度の概要

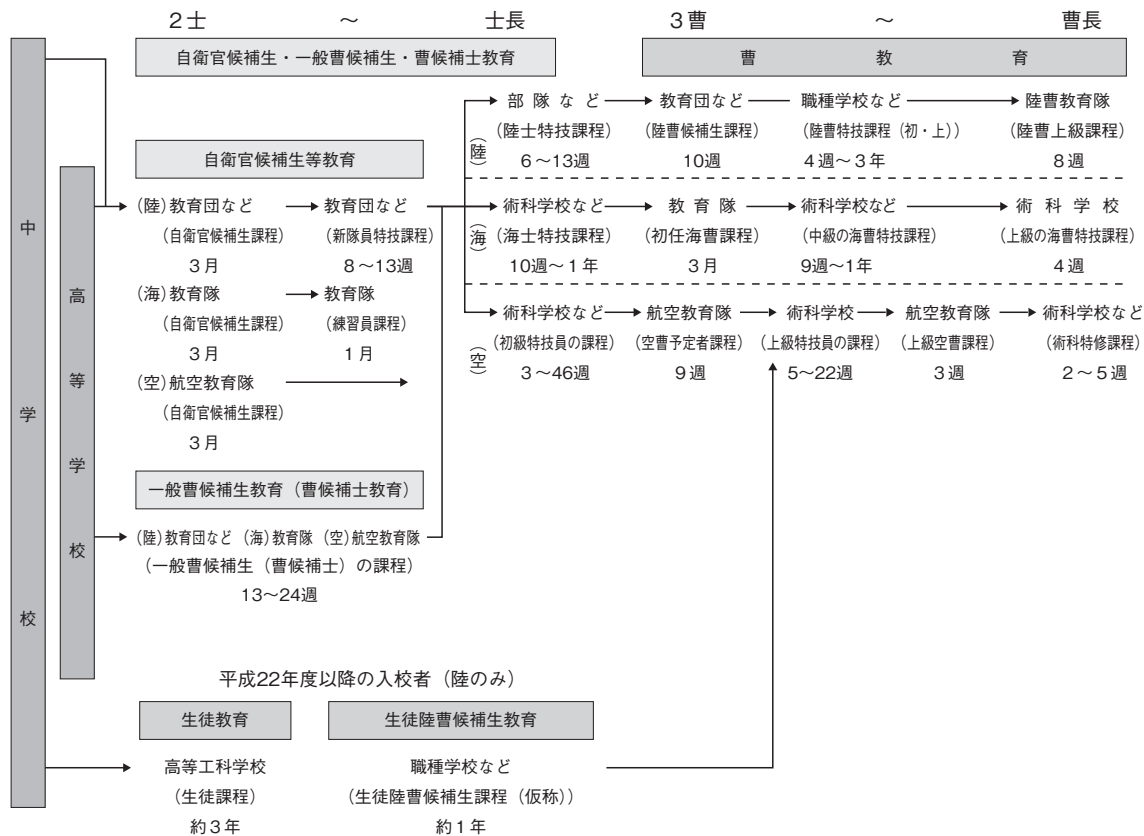
	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	○防衛招集命令などを受けて自衛官となって勤務	○防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務	○教育訓練修了後、予備自衛官として任用
採用対象	○元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官	○元自衛官、元予備自衛官	(一般・技能共通) ○自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	○士：18歳以上37歳未満 ○幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	○士：18歳以上32歳未満 ○幹・准・曹：定年年齢に3年を減じた年齢未満	○一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	○志願に基づき選考により採用 ○教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	○志願に基づき選考により採用	○一般：志願に基づき試験により採用 ○技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	○元自衛官：退職時指定階級が原則 ○即応予備自衛官：現に指定されている階級 ○元予備自衛官、元即応予備自衛官：退職時指定階級が原則 ○予備自衛官補 ・一般：2士 ・技能：技能に応じ指定	○元自衛官：退職時階級が原則 ○元予備自衛官：退職時指定階級が原則	○階級は指定しない
任用期間	○3年／1任期	○3年／1任期	○一般：3年以内 ○技能：2年以内
(教育)訓練	○法律では20日／年以内。ただし、5日／年(基準)で運用	○30日／年	○一般：50日／3年以内(自衛官候補生課程に相当) ○技能：10日／2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	○勤務期間(出頭日数)を満了した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	○勤務期間(出頭日数)を満了した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	○指定階級がないことから昇進はない
処遇など	○訓練招集手当：8,100円／日 ○予備自衛官手当：4,000円／月	○訓練招集手当：10,400～14,200円／日 ○即応予備自衛官手当：16,000円／月 ○勤続報奨金：120,000円／1任期 ○雇用企業給付金：42,500円／月	○教育訓練招集手当：7,900円／日 ○防衛招集等招集義務は課さないことから、予備自衛官手当に相当する手当は支給しない
応招義務等	○防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	○防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	○教育訓練招集

資料72 自衛官の教育体系の概要

1 幹部自衛官及び幹部候補生



2 曹士自衛官



資料編

資料73 主要演習実績（平成23年度）

○統合訓練

訓練名	期間	場所	参加部隊		備考
			防衛省・自衛隊	部外関係機関等	
自衛隊統合演習 (実動演習)	23. 11. 14 ～11. 18	我が国周辺海 域・空域及び基 地等 (主として九州 南西・沖縄方 面)	各幕僚監部、情報本部、西 部方面隊、東部方面隊、中 央即応集団、自衛艦隊、佐 世保地方隊、航空総隊、航 空支援集団等 人員 約35,000名 車両 約1,300両 艦艇 約6隻 航空機 約180機		武力攻撃事態に際して の自衛隊の運用につい て演練し、統合運用能 力の維持・向上を図 る。

○陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊		備考
			防衛省・自衛隊	部外関係機関等	
方面隊実動演習	23. 11. 10 ～11. 18	西部方面区	西部方面総監部、第4師 団、第8師団、第15旅団、 中央即応集団等 人員 約5,400名 車両 約1,500両		方面隊の武力攻撃対処 能力の維持・向上を図 る。
協同転地演習 (師団等転地)	23. 6. 27 ～7. 15	中部方面区～東 部方面区(東富 士演習場等)	第3師団 第36普通科連隊基幹 人員 約1,500名 車両 約500両		長距離機動に必要な統 制・調整能力の向上を 図る。
協同転地演習 (師団等転地)	23. 8. 29 ～9. 9	北部方面区(矢 白別演習場等)	第7師団基幹 人員 約3,000名 車両 約1,000両		機甲部隊の展開に必要 な統制・調整能力の向 上を図る。
協同転地演習 (連隊等転地)	23. 10. 3 ～10. 16	東部方面区～東 北方面区(王城 寺原演習場等)	第12旅団 第30普通科連隊基幹 人員 約1,500名 車両 約300両		空中機動力を活用した 長距離機動能力の向上 を図る。
協同転地演習 (連隊等転地)	23. 10. 29 ～12. 2	北部方面区～西 部方面区(日出 生台演習場等)	第7師団 第11普通科連隊基幹 人員 約410名 車両 約110両		長距離機動に必要な統 制・調整能力の向上を 図る。

○海上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊		備考
			防衛省・自衛隊	部外関係機関等	
海上自衛隊演習 (図上演習)	23. 9. 2 ～9. 17	海上自衛隊幹部 学校及びその他 参加部隊所在地	自衛艦隊の各司令部、各地 方総監部等 約2,700名		各指揮官の情勢判断及 び部隊運用等
海上自衛隊演習 (実動演習(共同演習))	23. 10. 27 ～11. 4	九州、沖縄周辺 海・空域	自衛艦隊、各地方隊等 艦艇 約30隻 航空機 約60機		各指揮官の情勢判断及 び部隊運用等

資料74 各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績（平成23年度）

	訓練名	時期	場所	派遣部隊
陸上自衛隊	地对艦ミサイル部隊 実射訓練	23. 10. 1 ～11. 13	米国カリフォルニア州 ポイントマグー射場	各地対艦ミサイル連隊 約250名
	ホーク・中SAM部隊 実射訓練	23. 10. 4 ～12. 20	米国ニューメキシコ州 マクレガー射場	16個高射中隊 約600名
海上自衛隊	護衛艦等の米国派遣訓練	23. 7. 4 ～9. 29	ハワイ、グアム及び米国西海岸周辺海空域 並びにカナダ西海岸周辺海空域	護衛艦1隻 航空機3機
	敷設艦のグアム島 方面派遣訓練	23. 9. 10 ～23. 11. 4	グアム周辺海域	敷設艦1隻

	訓練名	時期	場所	派遣部隊
海上自衛隊	潜水艦の米国派遣訓練	23. 10. 12 ～24. 1. 21	米国ハワイ及びグアムの周辺海域	潜水艦 1 隻
	護衛艦の米国派遣訓練 (KOA KAI)	23. 10. 19 ～23. 12. 5	米国ハワイ及びハワイ周辺海域	護衛艦 1 隻
	航空機の米国派遣訓練	24. 1. 16 ～2. 25	米国グアム周辺空域	航空機 2 機
航空自衛隊	高射部隊年次射撃訓練	23. 9. 5 ～12. 2	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	12個高射隊 (6個高射群)、高射教導隊 約380名

資料75 調達方式別の装備品などの調達額の推移

(単位：億円)

年度	区分	国内調達額 (A)	輸 入			合 計 (E=A+D)	国内調達額の比率 (%) (A/E)
			一般輸入額 (B)	有償援助額 (C)	小 計 (D=B+C)		
平18 (06)		18,818	1,158	1,047	2,205	21,022	89.1
19 (07)		18,649	1,327	856	2,183	20,831	89.5
20 (08)		19,382	1,153	642	1,795	21,177	91.5
21 (09)		18,219	1,290	620	1,911	20,130	90.5
22 (10)		17,611	1,023	551	1,574	19,185	91.8

- (注) 1 「国内調達額」、「一般輸入額」及び「有償援助額」は、それぞれ「装備品など調達契約額調査」の当該年度結果による。  
 2 有償援助額は、日米相互防衛援助協定に基づき、米国政府から調達した装備品などの金額である。  
 3 数値は、四捨五入によっているので、計と符合しないことがある。

資料76 市民生活の中での活動

項 目	活動の細部と実績
不発弾などの処理 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸自が地方公共団体などの要請を受けて実施</li> <li>○昨年度の処理実績：件数1,578件（平均すれば週約30件）、量にして約38トン。特に、沖縄県での処理量は、約23トン（全国の処理量の約60%）（なお、発見された不発弾等が化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認など可能な範囲で協力）</li> </ul>
機雷等の除去 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海自が、第二次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海を実施</li> <li>○危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了。現在、地方公共団体などの通報を受けて爆発性の危険物の除去や処理を実施</li> <li>○昨年度の処分実績：約510個、約4.4トン（なお、発見された不発弾等が化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認など可能な範囲で協力）</li> </ul>
医療面での活動 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛医科大学校（埼玉県所沢市）および一部の自衛隊病院（全国16か所のうち、自衛隊中央病院（東京都世田谷区）など6か所）では一般市民の診療を実施</li> <li>○防衛医科大学校では、第3次救急医療施設である救命救急センター（重傷や重体、危篤疾病者の医療を行う施設）を運営</li> <li>○自衛隊の主要部隊が保有する衛生部隊は、地方公共団体などからの要請があれば、災害発生時の救急医療、防疫などに努める。</li> <li>○陸自開発実験部隊医学実験隊（東京都世田谷区）、海自潜水医学実験隊（神奈川県横須賀市）、空自航空医学実験隊（東京都立川市および埼玉県狭山市）が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を実施</li> <li>○防衛医科大学校防衛医学研究センター（埼玉県所沢市）では、救命・救急医学に関する研究などを実施</li> </ul>
運動競技会に対する協力 (注4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関から依頼を受け、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会、および国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力</li> <li>○マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを実施</li> </ul>
地元との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国の駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放</li> <li>○多くの隊員が、市民や地方公共団体などが主催するさまざまな行事に参加したり、個人的にスポーツ競技の審判や指導員を引き受けるなど、地元の人々と交流</li> </ul>

- (注) 1 自衛隊法附則  
 2 自衛隊法84条の2  
 3 自衛隊法27条、防衛省設置法4条10号など  
 4 自衛隊法100条の3など

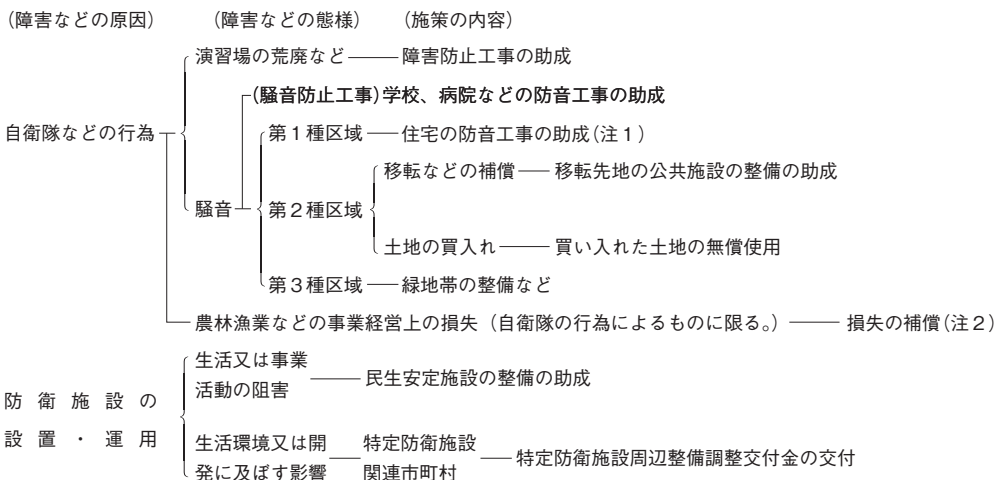


## 資料77 社会に貢献する活動

項目	活動の細部と実績
教育訓練の受託 (注1)	○部外からの依頼に基づき、自衛隊員以外の者に対する教育訓練を実施 ○警察、海上保安庁や消防職員に対するレンジャーの基礎的な訓練、水中における捜索や救助法、化学災害などへの対処要領の教育、警察や海上保安庁の職員に対する航空機の操縦訓練、また、防衛研究所や防衛大学校研究科における民間企業や他省庁などの職員の教育を受託
輸送業務 (注2)	○関係省庁などからの依頼に基づき、陸・海・空自衛隊のヘリコプターや政府専用機などにより、 <sup>こくひん</sup> 国賓や内閣総理大臣などを輸送 ○天皇・皇族の外国ご訪問の際に使用されるほか、内閣総理大臣が国際会議に出席する際などにも使われる政府専用機の運行（なお、05（平成17）年7月に自衛隊法施行令が一部改正され、重要な用務の遂行のために特に必要があると認められる場合には、自衛隊機により国務大臣を輸送）
国家的行事での礼式など (注3)	○国家的行事などにおける天皇・皇族、国賓などに対する儀じょう（注4）、と列（注5）、礼砲（注6）などの礼式 ○諸外国からの国賓に対する歓迎式典などにおける儀じょうや礼砲
南極地域観測への協力 (注7)	○65（昭和40）年の第7次観測から、砕氷艦の運用などの協力をを行い、09（平成19）年度に50周年を迎えたわが国の南極地域観測事業に大きく貢献するとともに、11（平成21）年就航した新しい「しらせ」により、今後も南極観測事業の支援を実施 ○11（平成23）年11月からの第53次南極地域観測支援では、観測隊員および物資約820トンを超えて昭和基地などへ輸送するとともに、観測隊が計画する海洋観測などの支援を実施
その他の協力	○気象庁の要請による航空機での火山観測や北海道沿岸地域の海水観測など各種の観測支援 ○放射能対策連絡会議の要請による高空の浮遊塵の収集や放射能分析、国土地理院の要請による地図作製のための航空測量などの支援 ○国や地方公共団体などの委託を受けた土木工事など（訓練の目的に適合する場合のみ）（注8） ○その他、海水観測、硫黄島への民航チャーター機運航に対する支援や音楽隊派遣などを実施

- (注) 1 自衛隊法100条の2  
2 自衛隊法100条の5など  
3 自衛隊法6条、自衛隊法施行規則13条など  
4 儀じょう：国としての敬意を表するため、儀じょう隊が銃を持って敬礼などを行うこと  
5 と列：路上に整列し、敬礼を行うこと  
6 礼砲：敬意を表するために大砲などで空包を撃つこと  
7 自衛隊法100条の4  
8 自衛隊法100条

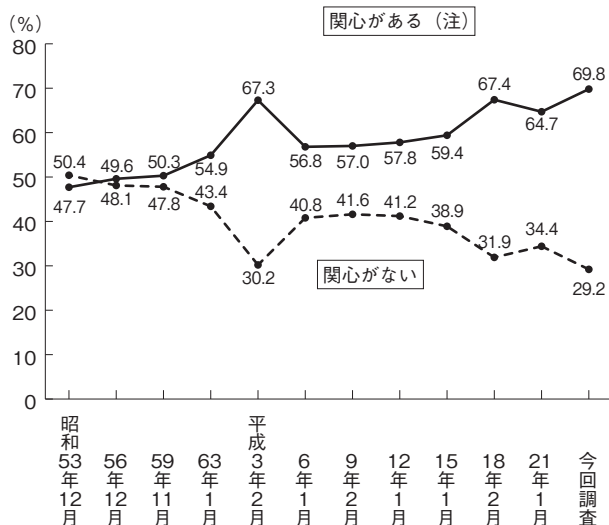
## 資料78 防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要



- (注1) 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域  
飛行場などの周辺で航空機の騒音に起因する障害の割合に応じて次のように定める。  
第1種区域：75WECPNL以上の区域  
第2種区域：第1種区域内で、90WECPNL以上の区域  
第3種区域：第2種区域内で、95WECPNL以上の区域  
2 WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level、加重等価継続感覚騒音レベル)  
特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかにその頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。
- (注2) 在日米軍などの行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」（1953年制定）により損失の補償を行っている。

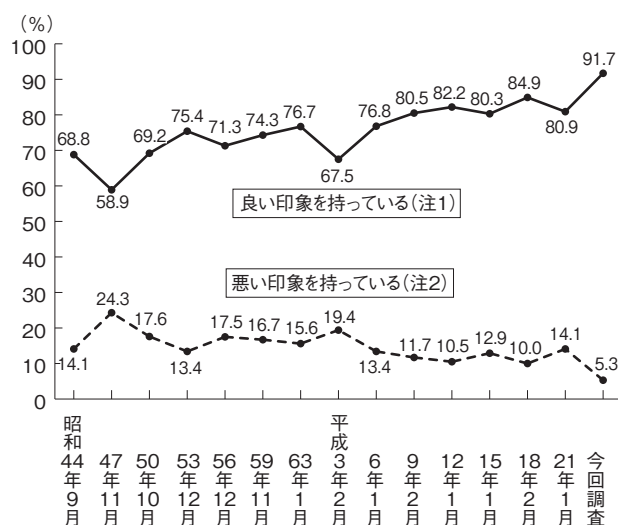
調査の概要 調査時期：平成24年1月5日～1月22日  
 調査対象：全国20歳以上の者3,000人  
 有効回収数（率）：1,893人（63.1%）  
 調査方法：調査員による個別面接聴取法  
 詳細については、〈<http://www8.cao.go.jp/survey/h23/h23-bouei/index.html>〉参照

1 自衛隊・防衛問題に対する関心



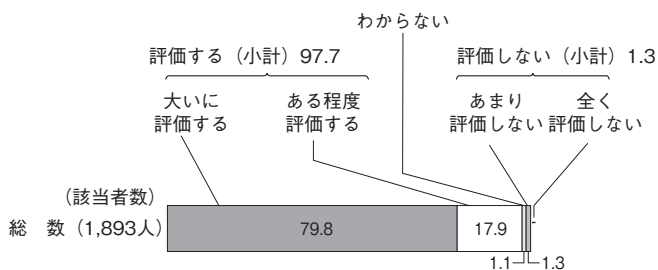
(注) 昭和59年11月調査までは、「非常に関心がある」と「少し関心がある」の合計となっている。

2 自衛隊に対する印象

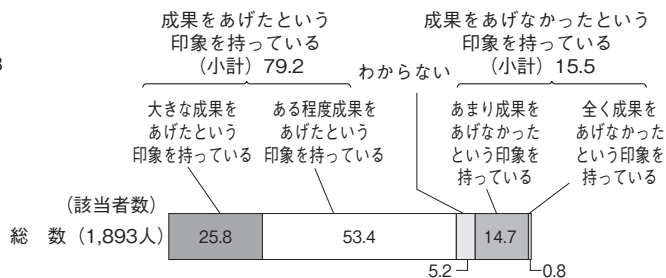


(注) 1 平成18年2月調査までは、「良い印象を持っている」と「悪い印象を持っていない」の合計となっている。  
 2 平成18年2月調査までは、「良い印象を持っていない」と「悪い印象を持っている」の合計となっている。

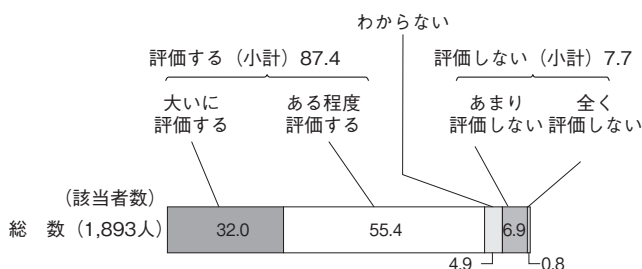
3 東日本大震災に係わる自衛隊の災害派遣活動に対する評価



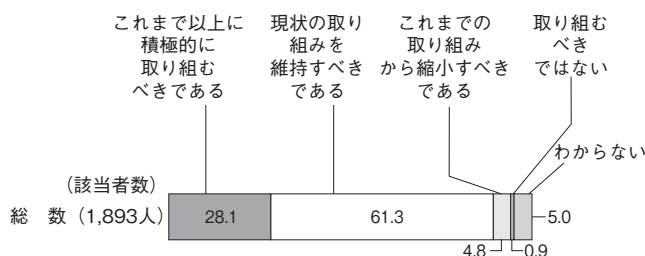
4 米軍の支援活動「トモダチ作戦」に対する印象



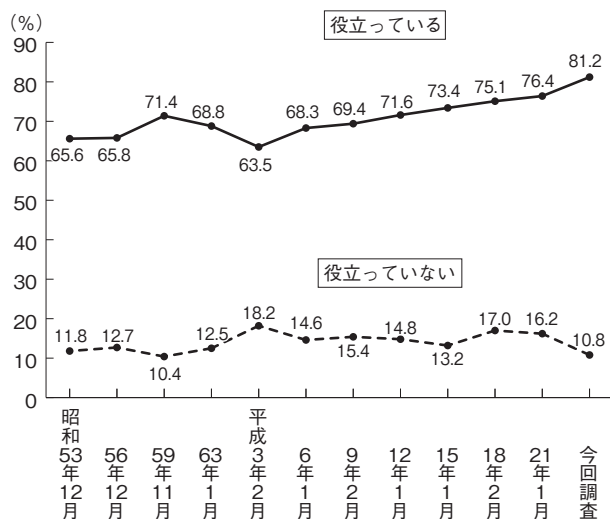
5 自衛隊の海外での活動に対する評価



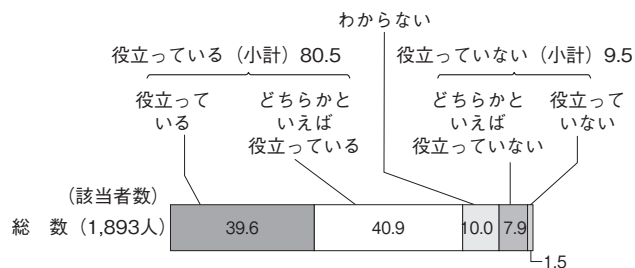
6 国際平和協力活動への取組



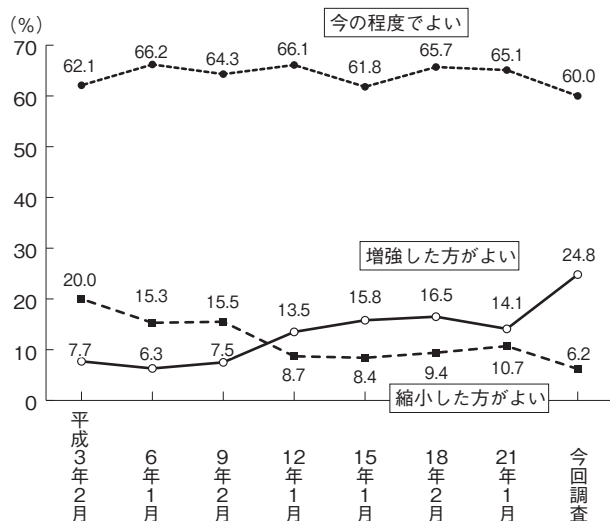
## 7 日米安全保障条約についての考え方



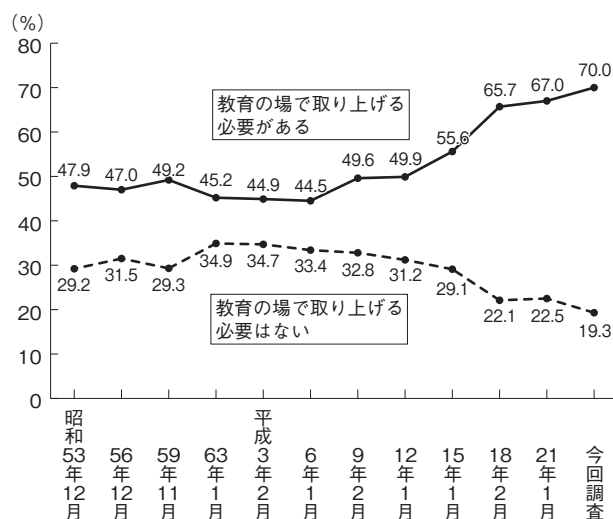
## 8 米国以外と防衛上の交流を行うことについての意識



## 9 自衛隊の防衛力



## 10 国を守るという気持ちの教育の必要性



(注) 平成3年2月調査では、「それでは、全般的に見て日本の自衛隊はもっと増強した方がよいと思いますか、今の程度でよいと思いますか、それとも今より少なくてよいと思いますか。」と聞いている。

## 資料80 防衛省における情報公開の実績 (平成23年度)

	防衛省本省	地方防衛 (支) 局	計
1 開示請求受付件数	1,431	3,279	4,710
2 開示決定等件数	1,792	3,030	4,822
開示決定件数	1,266	2,621	3,887
部分開示決定件数	404	400	804
不開示決定件数	122	9	131
3 不服申立て件数	474	2	476
4 訴訟件数	1	0	1